

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

①法人名称	学校法人同朋学園
②設置大学名称	名古屋造形大学
③担当部署	事務部学務課
④問合せ先	052-908-1630 nz-shomu@nzu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026年4月22日
⑥点検結果の公表日	2026年6月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.nzu.ac.jp/about/disclosure/public-education/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神や基本理念、教育目的等は、大学ホームページ等を通じて、「造形分野の探究とともに人と社会を結びつける人の育成」を使命とした教育・研究・社会貢献に取り組んでおり、学生をはじめステークホルダーに対して明示している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部・研究科ごとに 3 つのポリシーを策定し、学生等に対して、入学から卒業に至るまでを明確に示すとともに、自己点検・評価を継続的に実施し、見直し等必要な改善に取り組んでいる。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長はリーダーシップを発揮して教学運営を統括し、教授会等が果たす役割や権限等については、各種規程に則り、明確化している。また、学長の職務を適切に補佐できるよう、副学長を置き規程に定めて適切に運営している。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、大学の運営に係わる各種会議に構成員として双方が参加し、教職協働体制を確保するなど、教育・研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行っている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	中期計画に基づき、学園全体や大学で FD、SD 研修会を毎年実施する等、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	2025～2029 年度の中期計画の策定にあたっては、理事長、各学長、高校長、事務局長、各事務部長で構成する所属長会において審議し、理事会承認を経て決定した。幼稚園を含む全機関それぞれが抱える将来構想と内外の課題を踏まえた上で、中期計画のビジョンを「行き交う」という言葉に託し、全機関が連携協働しつつ発展を目指すこととし、具体的な計画と達成目標を設定した。また、具体的な目標として項目ごとに「中期計画指標」を掲げている。

実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	3か月ごとに行う理事長及び業務執行理事の職務執行報告を理事会で行う際に中期計画の進捗状況と到達状況を報告することで進捗を管理している。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、社会に対して教育研究活動の成果を還元するために、社会交流センターを通じた実技講座「造形カレッジ」や「教養公開講座」などを開講し、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	社会交流センターを通じて各企業や自治体と連携協定を締結し、教育・研究・学生活動に多様な成果を上げている。また名古屋市中心の立地を生かして地域との繋がりに力を入れており、柳原通商店街等との連携も活発に取り組みをしており、地域貢献を果たしている。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制（国際交流・学生支援）の整備・充実に努めている。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事1名（総数14名）、監事1名（総数2名）、評議員4名（総数17名）の女性を登用している。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成については「寄附行為」及び「寄附行為細則」の中で理事長・理事・業務執行理事・常任理事の職務を定め明確にしている。理事選任のための選任機関を「寄附行為」では理事会と定め、「寄附行為第6条3項」に則り、評議員の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び「寄附行為」に則り運営している。必要な事項については、評議員会の意見を聴いた上で業務執行上の重要事項を審議、決定している。理事会

	議事録についても、評議員からの請求に基づき閲覧可能としている。理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関するものを「寄附行為」及び「寄附行為細則」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。理事会・評議員会で決定した事業計画や方針に基づく法人の日常業務運営は、理事長及び常任理事で構成される常任理事会で審議し、執行している。常任理事会の運営に関するものは「寄附行為細則」に定め、適切に常任理事会を運営している。理事会と評議員会の決議が異なる場合については「寄附行為第 48 条」に基づき、理事・評議員会を開催し、協議を行うこととなっている。理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については「寄附行為」及び「寄附行為細則」に基づき適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	適宜理事会開催前に事前打ち合わせを各理事と行い、情報提供等を行っている。また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、「私立大学新任理事・評議員ハンドブック（一般社団法人日本能率協会）」を配付し適宜レクチャーを行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は、理事会で決議された選任基準に基づき、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」及び「内部監査規程」に定めている。監事は会計監査人及び内部監査室と適宜情報交換や協同して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、監事研修会を実施している。また過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」に定め明確にしている。評議員選任のための選考機関を「寄附行為」に基づき評議員会と定め、「寄附行為」に則り適切に評議員選任を行っている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関しても「寄附行為」に定め、評議員会で出された意見等は理事会で報告するなど適切に運営している。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為第48条」に基づき、理事・評議員協議会を開催し、協議を行うこととなっている。理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」及び「寄附行為細則」に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人同朋学園リスク管理規程を定め、管理体制、平常時の対応、緊急時の対応等を規定してリスク管理委員会を組織し、重要事項を審議している。また、危機管理を意識しながら大学では学生・教職員対象に防災避難訓練を年1回実施している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令や諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、内部通報窓口を設置するなど体制を整備している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法人運営や教育研究活動等の状況を、学園および本学ホームページの情報公開において公表している。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーへの情報公開においては、対象ごとにWebサイト等を活用し公表している。特に、学生・保護者へは、専用のポータルサイトを活用し情報を伝えている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守している
と判断した場合の取組内容

該当する原則	説明